



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第118号

平成28年3月15日(金)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

◆経営コラム

♪『金融機関対応・資金調達Q&A』(その5)♪

Q 9: 融資依頼を行ったら銀行の担当者に「役員報酬が少ない。」
と言われた。
役員報酬が少ないと借入れが受けられないのか？

税務に付加して、金融機関対応と財務に対する強みを有することを宣言する当事務所には、様々な相談が寄せられます。前回に続いて、一部をご紹介します。

Q9:
『融資依頼を行ったら銀行の担当者に「役員報酬が少ない。」と言われた。役員報酬が少ないと借入れが受けられないのか？』(相談者様)

A9:
融資依頼をするために決算書を提示した時に、出入りの銀行の担当者が「役員報酬が少ないですね。」と言ったそうです。併せて、新規の融資に難色を示されたので、相談者様は役員報酬が少ないと借入れが受けられないのか？との疑問を持たれたようです。

○金融機関が新規の融資を検討する時には、まず現状の財務の健全性を確認します。

- ・簡易キャッシュフロー(税引き後利益+減価償却費)を確認します。
- ・この簡易キャッシュフローの要素となる税引き後利益を確認するために、販売管理費も確認します。
- ・この時、役員報酬が過少であれば、本来はもっと役員報酬が必要となるため、税引き後利益が少なくなるのではないかと考えたと推測できます。
- ・金融機関が考える役員報酬額に置き換えた時、簡易キャッシュフローが極小であったため、新規融資に難色を示されたようです。

○役員報酬の多い・少ないではなく、実態の税引き後利益がポイントです。
※融資審査時の財務診断は他にもあります。簡易キャッシュフローの診断はほんの一部です。

◎当事務所にて、診断を行った結果、奥様の所得が給与に計上されており、社長様の役員報酬は過少であっても、世帯所得は常識の範囲内である、役員報酬額の是正(税引き後利益の減額補正)は必要ない旨を、銀行担当者に説明することで、理解を得ました。誤解を解きました。
金融機関との折衝は、当事務所が行いました。必要な金額の新規融資を調達できました。